

薬 第 2 7 3 1 号

平成 26 年 9 月 11 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第9条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成 26 年 9 月 11 日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

1. 知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる 7 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物として指定しました。

- 一 （1H-インドール-3-イル）（2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロピル）メタノン及びその塩類
- 二 N-エチル-1-（4-メトキシフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- 三 2-（1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル）イソインドリン-1, 3-ジオン及びその塩類

- 四 2- (2, 5-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
- 五 2- (ピロリジン-1-イル) -1- (チオフェン-2-イル) ブタン-1-オン及びその塩類
- 六 1- (4-フルオロフェニル) -2- (ピロリジン-1-イル) ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 七 1- (4-メトキシフェニル) -2- (ピロリジン-1-イル) オクタン-1-オン及びその塩類
- 八 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

平成 26 年 9 月 12 日

3. その他留意事項

条例第 10 条第 2 項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」は条例施行規則第 4 条で定めているとおりです。また、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途に係る留意事項等については、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）」（平成 25 年 3 月 8 日付け薬第 4126 号）の、別紙「知事指定薬物に係る人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途について」としてとりまとめているとおりですのでご留意ください。

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701